

## 建設工事に係る入札参加資格者の格付要領

### 第1 趣旨

この要領は、富士見市競争入札参加者の資格等に関する規則第7条に基づき格付を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

### 第2 格付の基準となる点数

経営事項審査の総合評定値 + 第3に定める市評価点とする。

### 第3 市評価点の項目及び点数

市評価点の項目は、次のとおりとする。

- 1 富士見市内に営業所（本店・支店）が所在する者
  - ・本店が所在する者 配点40点
  - ・支店（営業所など）が所在する者 配点20点
  - ・申請業種全てに配点する
- 2 災害時における応急復旧業務に関する協定の締結（富士見市内に主たる営業所が所在する者に限る。）
  - ・評価基準  
本市と災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している団体の構成員となっている者
    - ①富士見市災害対策協力会
    - ②埼玉県電気工事工業組合
  - ・配点30点
  - ・申請業種全てに配点する
- 3 富士見市が発注する建設工事の成績評定  
名簿に登載された年の前年及び前々年の間に完成検査を受けた工事等で85点以上の者に配点する。
  - ・配点 30点
  - ・該当の業種ごとに配点する
  - ・同一業種で該当する案件が複数回ある場合、合算はしない
  - ・共同企業体の構成員である場合も配点の対象とする
- 4 指名停止措置の有無  
名簿に登載された年の前年及び前々年の間に富士見市の指名停止措置を受けた期間の累計により配点する
  - ・2週間以上1月未満 - 10点
  - ・1月以上2月未満 - 20点

- ・ 2月以上3月未満                   － 30点
- ・ 3月以上                            － 40点
- ・ 申請業種全てに配点する
- ・ 週単位での措置を複数回受けた場合は、4週をもって1月とする

#### 第4 格付の変更

富士見市競争入札参加者の資格等に関する規則第10条に定める有効期間内においては、格付の変更を行わないものとする。

#### 第5 格付等の公表

競争入札参加資格の有効期間中、埼玉県電子入札共同システム、富士見市ホームページ等で、有資格者の格付を公表する。